三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

第二十二条の十二第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次号」の下に「、次条第二項、第二十二条の十四第二項第三号及び第二十二条の十四の二」を加える。

第二十二条の十三第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項第二号中「次条第二項」を「次条第二項第一号及び第二十二条の十四の二」に改め、同条第二項中「第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の」を「第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の」に改め、「準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する」を削る。

第二十二条の十四第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次項」の下に「及び第二十二条の十四の三」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

第二十二条の十四の次に次の二条を加える。

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が更新申出をするために必要な期間）

第二十二条の十四の二　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項の農林水産省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第二十二条の十四の三　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定共済契約である旨

三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

第二十二条の二十三中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定共済事業等紛争解決機関（法第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この号及び第二百四条第一項第二号ホにおいて同じ。）が存在する場合　当該組合が法第十一条の十二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ及び第二百四条第一項において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合の法第十一条の十二の二第一項第二号に定める苦情処理措置（同条第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第二百四条第一項において同じ。）及び紛争解決措置（法第十一条の十二の二第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第二百四条第一項において同じ。）の内容

第二十二条の二十七を第二十二条の二十八とする。

第二十二条の二十六中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同条を第二十二条の二十七とし、第二十二条の二十五の次に次の一条を加える。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第二十二条の二十六　準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

第三十条第一項中「リスク」の下に「並びに当該組合が講ずる法第十一条の十二の二第一項に定める措置の内容」を加える。

第三十条の七を第三十条の九とする。

第三十条の六第一項中「第十一条の十二の二第二項」を「第十一条の十二の三第二項」に改め、同条を第三十条の八とする。

第三十条の五中「第十一条の十二の二第一項」を「第十一条の十二の三第一項」に改め、同条を第三十条の七とし、第三十条の四の次に次の二条を加える。

（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者）

第三十条の五　法第十一条の十二の二第二項第一号の農林水産省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一　独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二　財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三　財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十条の六　法第十一条の十二の二第二項第一号の苦情処理措置として農林水産省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げるすべての措置を講じること。

イ　共済事業等関連苦情（共済事業等（法第九十二条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。次項第一号において同じ。）に関する苦情をいう。以下この条において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。